

原町小学校

PTAのしおり



原町小学校公式キャラクター

「ハラっち君」

<目次>

PTAのしおり

P 1 ～P 5

PTA規約

P 6 ～P 1 2

更新日：令和 8 年 6 月

PTAとは

Parent（父母）Teacher（教師）Association（会・協会・仲間）の頭文字をとったものです。

「子どもの幸せを願い、健全な成長をはかること」を目的とし、保護者と教師が協力して、話し合い、学びあい、目的実現のために実践する団体です。

**原町小学校PTAの活動は
原町小学校の子どもたちのためのものです！**

目黒区立原町小学校PTA運営基本方針

子どもたちの健やかな育成を図るため、保護者と教師がともに研修に努め、実りある生涯学習の場となるよう実践努力する。
また、会員相互の親睦・理解を深める。

1. 本校の教育目標を正しく理解し、さらに家庭・地域での教育的役割にも理解を深め、学校教育に協力する。
2. 子どもたちの育成に望ましい環境の整備に努める。
3. 地域・隣接学校及び関係諸機関との連携を密にして、子どもたちの健全な成長に寄与するように努める。

目黒区立小学校PTA連合会（小P連）

区内22校のPTAの自主性を尊重しながら、相互の連絡調整を図ることにより、PTA共通課題や問題点を解決したり、各校PTAの発展の向上を図るための活動をしています。小P連は、目黒区内の小学校を地域ごとに5つのブロックに分けています。原町小学校は「第4ブロック」に所属し、「第4ブロック」は碑・大岡山・月光原・向原・原町で構成されています。原町小学校PTAからも以下の研修会へ参加します。

◇ブロック研修会

上記第4ブロックの役員・各委員会の代表者が、各委員会の幹事校（毎年交代）に集まり、課題や活動を話し合います。

◇合同研修会

目黒区小P連、区内22校の役員・各委員会の代表者が集まり、課題や活動を話し合います。司会は、各委員会の幹事校（毎年交代）が担当します。

原町小学校PTA

≪PTA総会≫

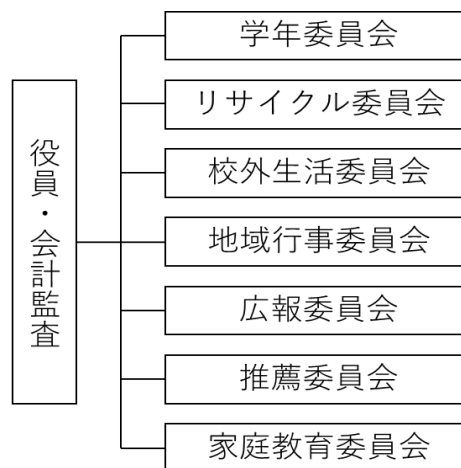
総会は最高決議機関で、前年度の事業報告と収支決算報告、新年度の事業計画と予算編成、役員承認、規約改定、その他重要な事項を、審議並びに承認します。

総会は、前期・後期の2回開催されますが、必要な場合には臨時総会も開催されます。

≪委員会の構成≫

原町小学校には、役員・会計監査と7つの委員会があります。

各委員会では、子どもたちのためにさまざまな活動に取り組んでいます。



会員すべての方に、いずれか一つの委員会へ必ず所属していただきます。

委員会の紹介

《役員・会計監査》

原町小学校のPTA組織を統括し、運営する。

- ◆ 総会の開催
- ◆ 役員会・運営委員会の開催
- ◆ 各行事に参加・協力
- ◆ 住区の住区住民会議や委員会への参加
- ◆ 他校との意見交換・情報収集
- ◆ PTAだよりの発行 他

構成: 会長・副会長・書記・会計・会計監査

《学年委員会》

学校と保護者のパイプ役となって活動する。

- ◆ 担任との連携
- ◆ 親睦会の企画、開催、運営
- ◆ 運動会当日のお手伝い
- ◆ 次年度の委員決め 他

《リサイクル委員会》

リサイクル活動を行う。

- ◆ ベルマーク・インクカートリッジ・テトラパックの回収、集計、発送、商品交換
- ◆ リサイクル品(体操着)の回収、配布 他

《校外生活委員会》

児童の安全を守るために活動する。

- ◆ バリケード当番表・パトロール報告書の作成
- ◆ 「こども110番の家」へのあいさつ回り 他

※登校時のバリケード設置活動は、当番制で保護者全員の参加によって成り立っています。

『バリケード』: 子どもたちが安全に登校できるよう、学校周辺の道路をバリケードで閉鎖します。

(時間: 7時50分から8時20分まで)

『パトロール』: 犯罪や事故防止のため、学区内を見回り危険箇所を報告します。(任意)

《地域行事委員会》

学校・地域と協力し、イベント(土・日曜日)をサポートする。

- ◆ 地域活動への参加・お手伝い 他
- (運動会・盆踊り・自転車安全教室・住区まつり・おもちつき)

《広報委員会》

広報誌「原町」を通して、保護者の視点から学校や子どもたちの様子を伝える。

- ◆ 広報誌「原町」の発行(年2回)
- ◆ 打合せ、各行事の取材(写真撮影など)
- ◆ 原稿作成、編集(パソコン作業)、印刷業者へ依頼 他

《推薦委員会》

役員・会計監査の選出にあたり、PTA会員からの立候補・推薦を基に候補者を公示する。

- ◆ 次期PTA役員の候補者を会員から募集、推薦
 - ◆ 推薦Webアンケートの実施
 - ◆ 候補者への連絡、懇談会の準備、開催(1・2回) 他
- ※活動時期は主に7月～1月

《家庭教育委員会》

子育てに関する知識や知恵を学べる講演会・講習会、また興味をもって参加できる催しを企画・開催する。

- ◆ 年1～2回の講座の企画、運営
- ◆ 講師選定、準備、当日運営
- ◆ 給食試食会の運営

※活動時期は主に5月～11月頃(講座の1～2ヶ月前の準備期間に作業が集中)

運営委員会

運営委員会は、原則として年間5回程度開催されます。ここでは、各委員会からの活動の報告や、PTA活動に関するさまざまな議題が話し合われます。校長先生・副校長先生・各委員会の代表者・役員が出席します。

「原町住区」とは？

原町小学校エリアでは、お休みの日を中心に、盆踊り・学校でのキャンプ・おもちつき・潮干狩り・歩こう会などのイベントを開催していますが、これらを主催しているのが「住区」、正式には「原町住区住民会議」です。

～目黒区HPより～（2025年8月5日更新）

◎住区(じゅうく)とは、近隣社会のまとまりを保持することが可能な区域として、区立小学校の通学区域を基準とした広がりのことを指し、区内に22の住区があります。

◎「住区住民会議」には、政治・営利・宗教的に目的を持たない、住民、町会、自治会、PTA、商店会、事業者などが参加しており、誰でも参加できる開かれたコミュニティとして地域の課題の解決に向けて地域づくりを進めています。

- 1 原町住区は、学区内の4町会(原町西町会・洗足北町会・南一丁目町会・洗足二丁目町会)をはじめ、小中学校やPTAで構成されています。子どもたちのイベントが多いことも、原町住区の大きな特徴です。
また、住区の活動はイベントだけでなく、防犯・防災をはじめとした地域の安全への取り組み、地域交流の推進、生活環境の向上、非常時・災害時の地域対応など、さまざまな活動を行っています。
なお、新生児に配布される黄色いランドセルカバーは、住区からのプレゼントです。
- 2 住区住民会議の活動内容は、定期的に発行される「原町住区だより」にて報告されています。各町会の回覧板を通じて配布されるほか、原町住区センターにも設置されています。また、子ども向けイベントや住区行事のお知らせは、掲示板での掲示に加え、学校からも配布・配信されています。
- 3 学校からは、校長先生・副校長先生をはじめとする先生方がイベントや会議に参加されています。原町小学校PTAでは、該当委員会がイベントのお手伝いを行うほか、会長が定期的に住区会議へ参加することにより、学校・保護者・地域が連携し、一体となって子どもたちを見守る体制が築かれています。
なお、住区活動に参加されている方の中には、原町小学校の卒業生や元PTA会長の方も多くいらっしゃいます。

原町PTAの取り組み

《こども110番の家》

身の危険を感じたときに、子どもたちが駆け込める家です。
随時募集をしています。



《協力金》

児童が健やかで安全な学校生活を送るために、PTA未加入世帯や地域の方から協力金(PTA会費と同額)を受け付けており、PTA活動に使用させていただきます。

《主にこんなことに役立てています！》

◎入学式や卒業式の慶事贈答品 ◎運動会記念品 ◎お世話になった先生方へのお礼 ◎広報誌発行
◎吊り下げ名札 ◎地域で開催するイベント ◎PTA団体保険加入 ◎周年行事記念品

《ハラっちポスト》

原町小学校PTAでは、会員の皆さまのご意見・ご要望をPTA活動に生かし、子どもたちが楽しい学校生活を送ることができるように、皆さまのご意見箱として「ハラっちポスト」を設置しています。

第二昇降口廊下に設置してある赤いポスト(ハラっちのマークが目印)に、お手紙で入れてください。

(無記名でも構いません)

<例えば>

- ・先生やPTA役員、委員に直接話しにくいとき
- ・地域で気が付いたことを知らせたいとき
- ・良かったこと(お礼の手紙や素敵な出来事などを知らせたいとき)

*いただいたご意見等は、PTA役員で協議します

目黒区立原町小学校 PTA 規約

【第 1 章 総則】

- 第 1 条 本会は原町小学校 PTA と称する。
- 第 2 条 本会は学校・家庭・社会における児童の福祉をはかるため、教育に対する理解を深めるとともに、会員相互の教養を高め、親睦をはかることを目的とする。
- 第 3 条 本会は事務所を目黒区立原町小学校内におく。
(住所：〒152-0011 東京都目黒区原町 2-18-12)

【第 2 章 方針】

- 第 4 条 本会は教育に協力する団体として活動する。
- 第 5 条 本会は政治的・宗教的行為および営利活動をしない。

【第 3 章 会員】

- 第 6 条 本会は次の会員をもって組織する。
- 1 本校児童の父母またはそれにかわる者。
 - 2 本校に勤務する教職員。
 - 3 本会の趣旨に賛同、入会する場合は、所定の手続きをする。
 - 4 本会員は総会に出席する義務を負う。ただし、委任状をもってこれに変わることができる。
 - 5 出産・介護・長期の療養等のやむを得ない事情で PTA 活動が困難な場合、年度毎に所定の手続きをし、休会することができる。休会期間中は運営委託費用（会費と同額）を支払うこととする。

【第 4 章 役員】

- 第 7 条 本会の役員は下記の通りとする。
- 会長 1 名（保護者）
副会長 3～5 名（保護者 2～4 名、副校長 1 名）
書記 3～5 名（保護者 2～4 名、教職員 1 名）
会計 3～4 名（保護者 2～3 名、教職員 1 名）
ただし、役員の数人は役員会の承認をもって、当年および翌年に限り変更することができる。
- 第 8 条 役員の仕事は次の通りである。
- 1 会長は本会を代表し、会務を総括し、すべての集会を招集する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会員の職務を代行する場合もある。
 - 3 書記は議事の記録を担当し、書面をもって全会員に報告する。
 - 4 会計は本会のすべての金銭の収支の統括を担当し、総会において会計監査を経た決算報告をする。
- 第 9 条 役員の仕事期間は 1 年とする。ただし、同一役職の場合は 3 年、同一役職でない場合に、4 年に限って重任することができる。また、当会員期間中に役員を複数年経験した者（連続でなくて良いが再任は 3 年以内に限る）は、退任の翌年から 3 年間委員活動を休んでも良く、さらにその翌年から 3 年間委員長にならなくても良いこととする。（ただし 1 年のみの者、会計監査を除く）

【第5章 会計監査】

第10条 本会に会計監査を2名おく。

- 1 会計監査の任期は1年とする。ただし、2年に限って重任することができる。当会員期間中に会計監査を2年経験した者は、退任の翌年の委員会活動において、委員長にならなくても良いこととする。
- 2 会計監査は年度内の会計を監査し、総会においてその結果を報告する。

【第6章 総会】

第11条 総会は本会最高の議決機関であって、次の事項につき審議並びに承認する。

- 1 前年度の事業報告
- 2 前年度の収支決算報告
- 3 役員および会計監査の選任
- 4 事業計画および予算編成
- 5 規約改定
- 6 その他重要な事項

第12条 総会は定期総会および臨時総会とする。

- 1 定期総会は前期と後期に開催する。
- 2 前期総会では、前年度の事業および収支決算報告、新年度事業計画、予算編成、規約改定、その他重要な事項の審議を行う。
- 3 後期総会では、次年度の役員および会計監査の選任を行う。
- 4 運営委員会が必要と認めた場合または全会員の3分の1以上の要求があった場合には臨時に総会を開くことができる。
- 5 総会は全会員の3分の2（委任状を含む）以上の出席をもって成立するものとし、その議決は出席者の過半数の同意を要する。
- 6 総会は、役員会の決定において必要に応じて書面およびオンラインで承認することもできる。

【第7章 委員総会】

第13条 委員総会は学校長、役員、教職員および全委員をもって構成し、委員の相互理解および親睦を図る。

【第8章 役員会】

第14条 役員会は、校長・副校長および役員をもって構成し、必要に応じて会合を開き、各委員会の円滑な運営ができるよう適切な措置や配慮をする。

【第9章 運営委員会】

第15条 運営委員会は、校長・副校長・役員・各委員会の代表者で構成し、本会運営上の重要な事項について協議並びに審議する。

第16条 運営委員会の議決は、出席者の過半数の同意を要する。

第17条 運営委員会は、年間5回程度開くことを原則とする。

【第10章 各委員会】

第18条 各委員会は次の7委員会とする。

- 1 学年委員会
- 2 リサイクル委員会
- 3 校外生活委員会
- 4 地域行事委員会
- 5 広報委員会
- 6 推薦委員会
- 7 家庭教育委員会

第19条 各委員会は、会員の互選による委員と教職員によって構成する。役員以外の会員は、前条の各委員会のいずれかに所属するものとする。

第20条 各委員会は委員長1名を互選する。副委員長は1～2名を互選しても良いこととする。当会員期間中に委員長を1年経験した者は、退任の翌年はアドバイザーとしての活動のみとし、委員会活動を休んでも良く、さらにその翌年から3年間委員長にならなくても良いこととする。

第21条 各委員会の任務は次の通りとする。

- 1 学年委員会……………学校と保護者のパイプ役となって活動する。
- 2 リサイクル委員会…リサイクル活動を行う。
- 3 校外生活委員会……児童の安全を守るために活動をする。
- 4 地域行事委員会……学校・地域と協力し、イベントをサポートする。
- 5 広報委員会……………広報誌を発行する。
- 6 推薦委員会……………目黒区立原町小学校 PTA 選挙規程に基づき、会長・副会長・書記・会計・会計監査候補者を推薦する。
- 7 家庭教育委員会……家庭教育学級の企画・運営にあたる。

【第11章 会計】

第22条 本会の経費は会費およびその他の収益金をもってこれにあてる。

第23条 会費

- 1 会費は世帯単位とし、年額3,300円とする。教職員もこれに準ずる。
- 2 会費の徴収は学校長に委託する。

第24条 予算は運営委員会で審議・編成を行う。

第25条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

【第12章 改定】

第26条 本会の規約を改定する場合は、総会において出席者の過半数の同意がなければならない。

第27条 本会の細則の改定は、運営委員会で決定する。

付 則

この規約は、平成5年2月23日から実施する。

(平成11年2月26日 改定)	(平成26年7月16日 改定)	(令和7年9月26日 改定)
(平成13年2月27日 改定)	(平成30年3月1日 改定)	(令和8年6月30日 改定)
(平成14年6月11日 改定)	(令和3年2月8日 改定)	
(平成15年6月27日 改定)	(令和5年2月6日 改定)	
(平成18年2月20日 改定)	(令和6年2月16日 改定)	
(平成25年3月8日 改定)	(令和7年1月20日 改定)	

目黒区立原町小学校 PTA 個人情報取り扱いに関する細則

第1条（目的）

本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿およびその他の個人情報データ（以下、単に「個人情報データ」という。）の取り扱いについて定めるものとする。

第2条（責務）

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条（管理者）

本会における個人情報データの管理者は、PTA 会長とする。

第4条（取扱者）

本会における個人情報データの取扱者は、PTA 役員および各委員長とする。

第5条（秘密保持義務）

個人情報データの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条（収集方法）

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め本人に明示する。なお、特に配慮が必要な要配慮個人情報を収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第7条（利用）

取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- 1 会費集金、管理、その他の文書の送付
- 2 会員名簿、委員会名簿、活動参加者名簿の作成
- 3 その他、PTA 活動の推進に必要な場合

第8条（利用目的による制限）

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第9条（管理）

個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

第10条（廃棄）

不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第11条（保管および持ち出し等）

個人情報データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第 1 2 条 （第三者提供の制限）

個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- 3 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- 4 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第 1 3 条 （第三者提供に係る記録の作成等）

個人情報を第三者（前条第 1 項から第 4 項の場合および目黒区立原町小学校、目黒区教育委員会を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

第 1 4 条 （第三者提供を受ける際の確認等）

第三者（第 1 2 条第 1 項から第 4 項の場合および目黒区立原町小学校、目黒区教育委員会を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第 1 5 条 （情報開示等）

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第 1 6 条 （漏えい時等の対応）

個人情報データを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。この場合において管理者は、事実および原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行う。

第 1 7 条 （研 修）

本会は、PTA 役員・各委員長に対して、定期的に個人情報データの取り扱いに関する留意事項についての研修を実施するものとする。

第 1 8 条 （苦情の処理）

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

付 則 この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

目黒区立原町小学校 PTA 慶弔細則

第1条 (会員およびその配偶者)

- 1 会員およびその配偶者が死亡した場合は、会の代表者が弔意を表し、弔慰金は一万円（供物代を含む）とする。
- 2 会員が、PTA 活動中による傷病で入院をともなった場合、見舞金は五千円とする。

第2条 (児 童)

- 1 児童死亡の場合は、会の代表者が弔意を表し、弔慰金は一万円とする。
- 2 児童が、傷病で入院をともない14日以上欠席の場合、見舞金は五千円とする。

第3条 (教職員)

- 1 教職員、教職員の配偶者ならびに一親等の者が死亡した場合には、弔慰金は以下の金額とする。

(1) 本人	一万円
(2) 配偶者	五千円
(3) 父 母	五千円
(4) 子	五千円
- 2 教職員が傷病のため、欠勤連続3週間以上にわたる場合は、見舞金は五千円とする。
- 3 教職員が結婚・出産した場合、祝金は五千円とする。

第4条

この細則に定めない場合は、その都度、役員会で相談の上決める。

付 則

この細則は、昭和62年4月1日から実施する。

- | | |
|-------------|-----|
| (平成13年2月27日 | 改定) |
| (平成13年5月8日 | 改定) |
| (平成18年2月20日 | 改定) |
| (令和3年2月8日 | 改定) |

目黒区立原町小学校 PTA 選挙規程

第1条 各クラスは、会員の互選により各委員を選出する。

第2条 各委員会は、互選により委員長、副委員長を選出する。

第3条 各クラスは、互選により各クラス1～2名の推薦委員を選出する。

第4条 推薦委員会は、各クラスから選出された委員および教職員から選出された委員とで組織する。

第5条 推薦委員会は、会長・副会長・書記・会計・会計監査候補者を推薦する。

第6条 役員および会計監査候補者は、他に候補者がいない場合は、総会で承認したとき、役員および会計監査として選任されたものとする。

1 候補者が複数いる場合については総会で選挙を行う。

2 1の選挙に関しては、総会の議決に準ずる。

第7条 推薦委員は、役員候補者に推薦され承認した場合は、推薦委員を辞退離脱しなければならない。

第8条 本会の規程を改定する場合は、総会において出席者の過半数の同意がなければならない。

付 則

(平成18年2月20日 改定)

(平成30年3月1日 改定)

(令和3年2月8日 改定)

(令和8年6月30日 改定)

目黒区立原町小学校 PTA
〒152-0011
東京都目黒区原町 2-18-12
haramachi@ptatokyo.com